

株式会社都市未来総合研究所

公開

## コロナ下の民泊市場の現況と 新たな取組みに関する考察

2022年3月

SPECIAL REPORT

2021年度 vol.1

### 概要

大島 将也 (OSHIMA Masaya)

m.oshima@tmri.co.jp

- ・新型コロナウイルスの感染拡大による入国制限で、コロナ前の主要宿泊客であったインバウンド(訪日外国人旅行者)が消滅し、民泊施設数は減少が続いている。民泊の宿泊実績はコロナ前と比べて低く、特にコロナ前にインバウンドが多かった東京都や大阪府は稼働が低い状況にある。しかし、日本人に限ってみると、2021年2月以降の宿泊者数は全国的にはコロナ前の2019年同期を上回って推移している。
- ・事業廃止件数は新型コロナの感染拡大を契機に増加度合いが大きくなった。収益獲得を主目的とする民泊施設では、事業廃止後、物件または事業の売却のほか、引き続き所有等する場合には一般的な賃貸物件への転用などが行われているものと考えられる。また、将来的に民泊に戻すことを視野に入れている事業者の中には、ウィークリー、マンスリーマンションとして運用する事例がみられる。住宅宿泊事業法に基づく民泊の場合、年間営業日数の制限があることから、マンスリーマンション等と併用させる“ハイブリッド”運用はコロナ前からみられており、民泊から転換しやすい形態と言える。その他にも、コロナ関連施設として活用や特定のコンセプトを設定した滞在先として活用など、厳しい事業環境の中、新たな活路を模索する動きがみられる。
- ・コロナ前、民泊施設はインバウンドに人気を博していたものであり、足元では日本人の利用が増加しているものの、インバウンドの本格的な回復がなければ民泊の事業環境は厳しく民泊施設数の減少傾向は当面も続く可能性が考えられる。しかし、インバウンド需要が回復した際には民泊への外国人宿泊者が回復し、中長期的には民泊施設数が増え、市場拡大していくものと思われる。

Special Reportの中で示された内容や意見は、都市未来総合研究所の公式見解を示すものではありません。  
なお、Special Reportに対するご意見・ご質問・お問い合わせは、執筆者までお寄せください。

## 1. 民泊の形態と経緯

インバウンドの増加による宿泊需給のひっ迫や Airbnb に代表される民泊仲介事業者(プラットフォーム)の参入などを背景として、2015 年頃から民泊<sup>1</sup>が注目を浴びるようになった。民泊の事業形態としては主に、①旅館業法上の営業許可を取得して宿泊事業を営むもの、②国家戦略特別区域法に基づく認定を受けて宿泊事業を営むもの(以下、特区民泊という。)、③住宅宿泊事業法に基づく届出を行って宿泊事業を営むものがある。①は主に「簡易宿所」の営業許可を取得した上で事業を営んでおり<sup>2</sup>、②は 2013 年に国家戦略特別区域法に基づく旅館業法の特例として法制化された制度で、東京都大田区や大阪府、大阪市など、関連条例が制定されている一部地域でのみ民泊運営が可能となっている。③は 2017 年に成立、2018 年に施行された住宅宿泊事業法(いわゆる民泊新法)に基づくものであり、法施行以前に

民泊を運営するには①または②の許可等を取得する必要があったが、民泊施設にとって旅館業法上の許可の取得はハードルが高いことや特区民泊は一部地域に限定されていることなどから、これらの許可等を取得していない民泊施設が相当数あったと言われており、そうした施設への対応の必要性等から法整備されたものである。

## 2. 民泊市場の現況

本章では、主に観光庁が公表する統計を用いて、民泊施設の設置状況と稼働状況について概観する。なお、取得可能な統計データの制約上、本章で取り上げるのは主に③住宅宿泊事業法に基づく届出を行って宿泊事業を営む民泊についてとなる。

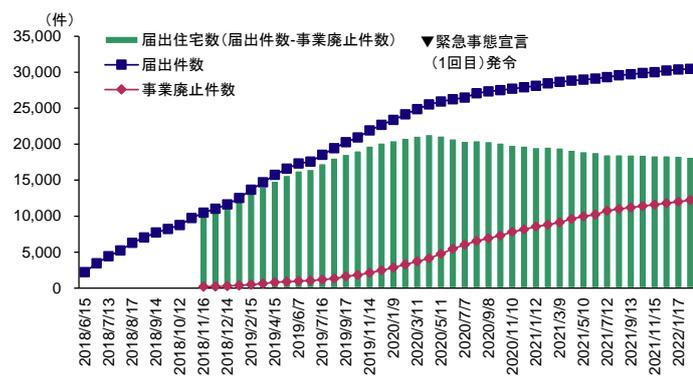
住宅宿泊事業法上の届出に基づく民泊の届出件数は法施行以来増加が続いているが、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に増加度合いが鈍化した。事業廃止件数はコロナ前から増加してき

ていたが、新型コロナの感染拡大を契機に増加度合いが大きくなった。この結果、事業廃止件数が届出件数を上回り、届出住宅数(=届出件数-事業廃止件数)は減少に転じた[図表 1]。同様に特区民泊の認定居室数もコロナ前は増加していたが、感染拡大を契機に減少に転じた[図表 2]。

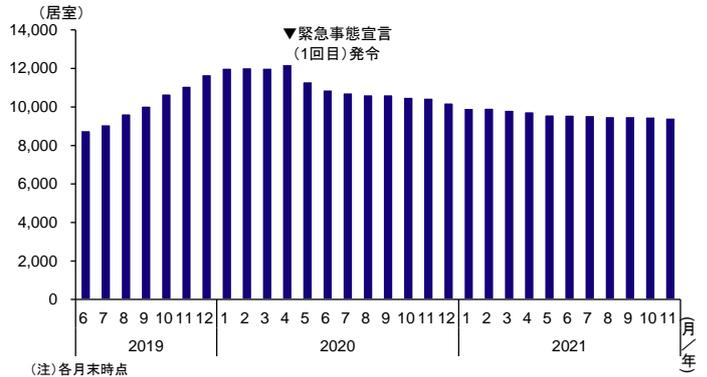
住宅宿泊事業法において、住宅宿泊事業者は届出住宅の宿泊日数等を2ヶ月毎に都道府県知事等に報告しなければならないこととされている。その報告内容を観光庁が集計した結果によると、コロナ前の民泊の宿泊者数の約7割は外国人であったが、新型コロナの感染拡大に伴う入国制限でインバウンドが消滅し、宿泊者数はコロナ前と比べて大幅に減少した[図表3、4]。

観光庁が実施した住宅宿泊事業の廃止理由調査によると、コロナ前の2019年3月と同11月時点の廃止理由の最多は「旅館業または特区民泊へ転用するため」であった<sup>3</sup>のに対して、

[図表 1] 住宅宿泊事業届出住宅数等の推移(全国)



[図表 2] 特区民泊認定居室数の推移(全国)



図表 1、2 のデータ出所: 観光庁「住宅宿泊事業法に基づく届出及び登録の状況一覽」

<sup>1</sup> 民泊の定義に関して、観光庁が運営する民泊制度ポータルサイト「minppaku」によると、『「民泊」についての法令上の明確な定義はありませんが、住宅(戸建住宅やマンションなどの共同住宅等)の全部又は一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供することを指して、「民泊」ということが一般的』とされている。

<sup>2</sup> 旅館業法に定められている営業種別は「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」、「下宿営業」の3種があり、旅館業法に基づく民泊施設では「簡易宿所営業」の許可を取得しているものが多いと言われる。

<sup>3</sup> 住宅宿泊事業法に基づく民泊の場合、年間提供日数 180 日以内(条例で実施期間の制限が可能)という営業日数の制限があるため、民泊としての稼働を高めることを目的に他の形態に転用した事業者が一定程度存在した可能性が考えられる。

SPECIAL REPORT

コロナ下の2020年11月時点では「収益が見込めないため」が急上昇し、最多となった[図表5]。2020年11月時点で廃止理由として「収益が見込めない」を挙げたもののうちの9割超が新型コロナ関連であった[図表6]。民泊需要の大部分を占めていたインバウンドが消滅したことで事業環境が大幅に悪化し、事業廃止の増加につながったと

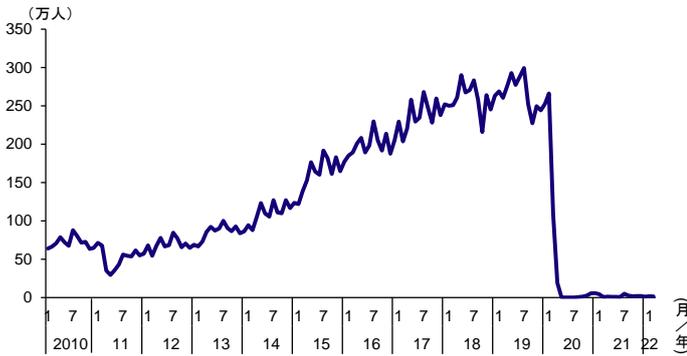
考えられる。

新型コロナの感染拡大でインバウンドが消滅したことに伴い、民泊の宿泊実績はコロナ前と比べて低位な状況が続いている。しかし、1回目の緊急事態宣言が発令された2020年4~5月期を底に、届出住宅あたりの宿泊日数と宿泊者数、延べ宿泊者数は増加基調にあり、特に2021年6月以降は増加

度合いが大きくなっている[図表7]。また、2021年2月以降の日本人宿泊者数は、コロナ前の2019年同期を上回っている[図表8]。新型コロナの影響で国内移動に一定の制約がある状況下でも、足元では日本人による民泊利用が増加している。

都道府県別に届出住宅あたりの延べ宿泊者数をみると、コロナ前はイン

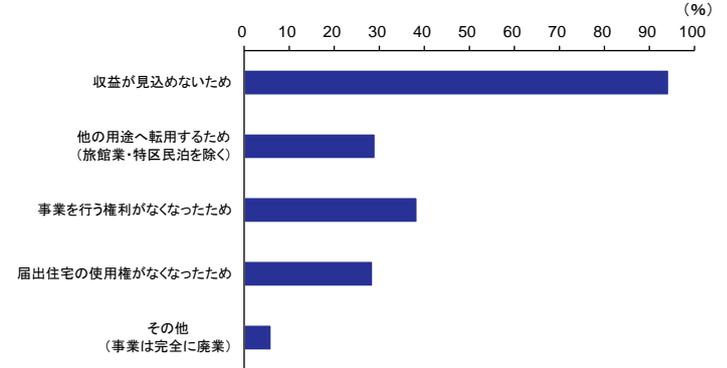
[図表3] 訪日外客数の推移



(注)2022年1月、2月は推計値

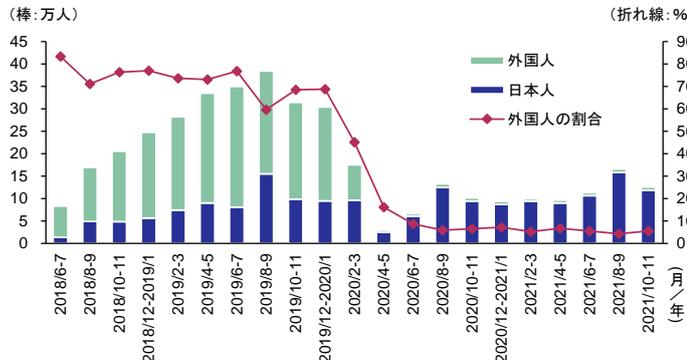
データ出所: 日本政府観光局(JNTO)「訪日外客統計」

[図表6] 廃止理由に占める新型コロナ関連の割合(2020年11月)



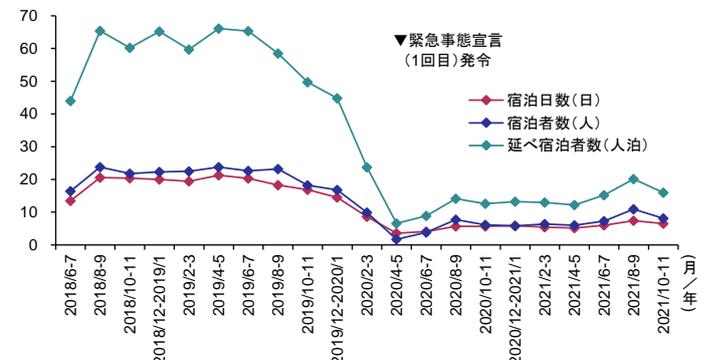
データ出所: 観光庁「住宅宿泊事業の廃止理由調査」

[図表4] 住宅宿泊事業における国籍別宿泊者数の推移



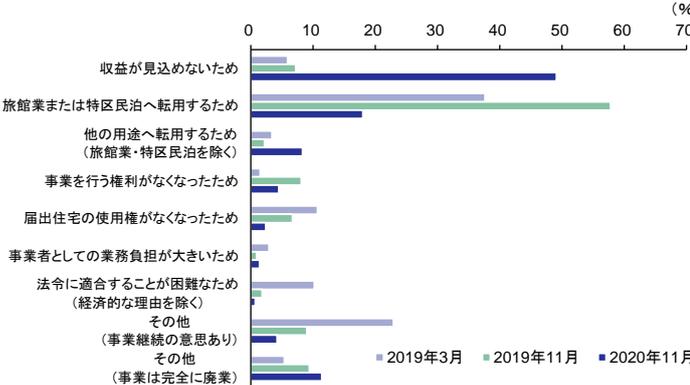
データ出所: 観光庁「住宅宿泊事業の宿泊実績について」

[図表7] 住宅宿泊事業の宿泊実績(届出住宅あたり)



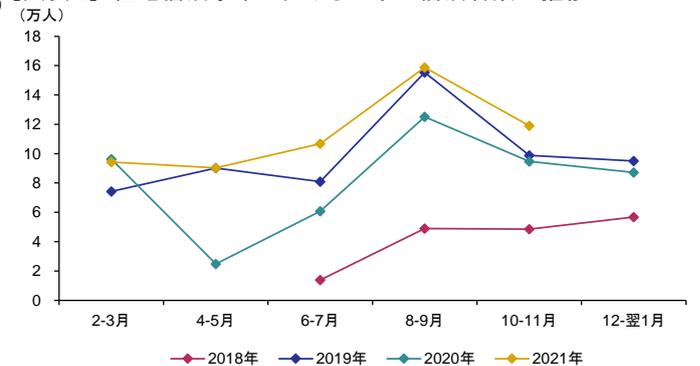
データ出所: 観光庁「住宅宿泊事業の宿泊実績について」

[図表5] 住宅宿泊事業の廃止理由



データ出所: 観光庁「住宅宿泊事業の廃止理由調査」

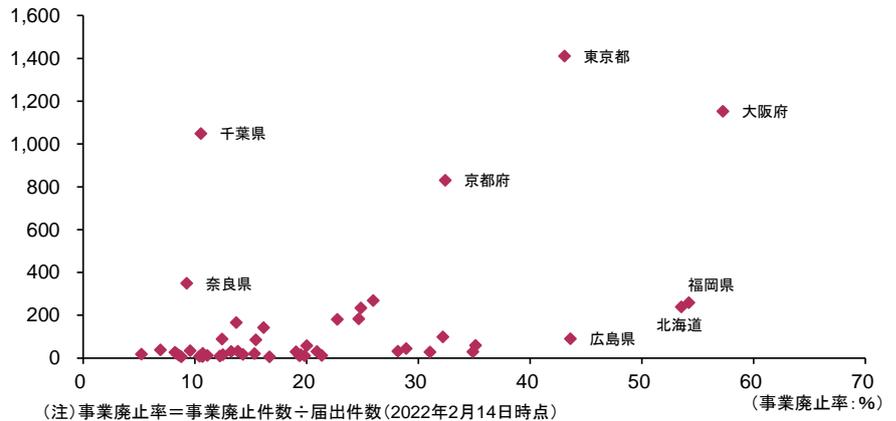
[図表8] 住宅宿泊事業における日本人宿泊者数の推移



データ出所: 観光庁「住宅宿泊事業の宿泊実績について」

バウンドの訪問が多かった東京都や大阪府といった大都市圏<sup>4</sup>が上位にランクインしていたが、コロナ下では下位に沈んでいる<sup>5</sup>[図表 9]。東京都や大阪府では、インバウンドの消滅の影響が大きく、民泊施設の稼働の低下が特に著しいことが示唆される。住宅宿泊事業の事業廃止率<sup>6</sup>は大阪府が最も高く、これまでの届出の半数超が事業廃止している状況である。東京都も事業廃止率が高く、事業環境が厳しいことが見て取れる[図表 10]。

[図表 10] 住宅宿泊事業の事業廃止率と訪日外国人訪問者数(2019年)の関係  
(訪日外国人訪問者数:万人)



データ出所: 観光庁「住宅宿泊事業の宿泊実績について」、同「訪日外国人消費動向調査」

[図表 9] 都道府県別の住宅宿泊事業の届出住宅あたり延べ宿泊者数(上位 10 都道府県)

単位:人泊

2019年	2-3月	4-5月	6-7月	8-9月	10-11月	12-翌1月						
1	愛知県	83.0	東京都	88.6	愛知県	85.8	神奈川県	91.5	山梨県	68.5	愛知県	74.7
2	東京都	74.6	愛知県	84.3	神奈川県	84.6	石川県	87.2	愛知県	67.3	新潟県	63.4
3	北海道	64.1	静岡県	83.9	東京都	80.0	静岡県	86.9	京都府	64.6	北海道	57.5
4	兵庫県	63.0	石川県	78.1	大阪府	70.2	岐阜県	85.5	東京都	64.3	東京都	56.0
5	岐阜県	57.4	大阪府	71.2	北海道	68.7	愛知県	77.1	香川県	58.2	岐阜県	50.9
6	大阪府	56.6	京都府	67.0	佐賀県	64.5	山梨県	72.0	石川県	55.2	山梨県	43.7
7	千葉県	56.5	兵庫県	65.7	沖縄県	64.5	和歌山県	69.2	広島県	50.7	広島県	39.9
8	福岡県	55.8	香川県	65.1	香川県	57.3	千葉県	65.7	沖縄県	46.2	長野県	36.5
9	佐賀県	54.0	千葉県	63.2	石川県	56.3	沖縄県	65.7	福岡県	44.8	福岡県	35.0
10	山梨県	51.5	広島県	62.5	兵庫県	54.9	香川県	64.9	大阪府	44.7	兵庫県	34.3

2020年	2-3月	4-5月	6-7月	8-9月	10-11月	12-翌1月						
1	新潟県	45.1	兵庫県	17.5	和歌山県	30.8	和歌山県	73.8	栃木県	35.5	兵庫県	38.6
2	岐阜県	37.2	山梨県	16.4	静岡県	28.8	静岡県	52.3	和歌山県	29.4	新潟県	31.3
3	愛知県	35.7	茨城県	15.5	鳥取県	20.2	群馬県	46.4	三重県	27.8	静岡県	21.5
4	三重県	33.6	千葉県	14.9	千葉県	19.6	三重県	44.9	静岡県	25.4	千葉県	21.3
5	兵庫県	32.5	和歌山県	14.6	三重県	18.8	岐阜県	40.3	千葉県	24.9	三重県	19.7
6	鹿児島県	31.3	静岡県	14.4	群馬県	17.6	千葉県	38.5	岐阜県	24.2	神奈川県	19.4
7	北海道	31.1	栃木県	11.3	茨城県	16.6	兵庫県	32.5	鳥取県	24.2	栃木県	18.4
8	宮崎県	31.0	高知県	11.0	岐阜県	16.4	福井県	32.2	福井県	22.9	愛知県	18.4
9	福岡県	30.6	岡山県	10.8	岡山県	16.2	鳥取県	31.3	群馬県	22.9	岐阜県	17.9
10	静岡県	29.5	鳥取県	10.4	兵庫県	15.0	宮崎県	29.6	兵庫県	22.3	茨城県	17.7

2021年	2-3月	4-5月	6-7月	8-9月	10-11月					
1	新潟県	36.6	千葉県	24.3	千葉県	34.2	和歌山県	60.5	栃木県	44.4
2	静岡県	31.3	静岡県	24.1	和歌山県	33.5	静岡県	52.5	兵庫県	31.7
3	三重県	31.1	兵庫県	24.0	静岡県	33.4	群馬県	46.3	三重県	29.6
4	和歌山県	29.0	神奈川県	22.9	栃木県	31.2	栃木県	46.2	群馬県	28.7
5	兵庫県	25.0	宮崎県	21.5	神奈川県	28.5	千葉県	46.1	熊本県	25.8
6	岐阜県	24.4	和歌山県	21.0	群馬県	27.1	岐阜県	45.6	千葉県	25.6
7	千葉県	24.2	栃木県	20.1	兵庫県	27.1	三重県	43.0	宮崎県	25.6
8	大分県	23.3	群馬県	19.7	鳥取県	23.7	兵庫県	42.8	福井県	24.6
9	愛知県	22.9	三重県	18.7	三重県	23.4	福井県	40.5	石川県	24.3
10	愛媛県	19.3	香川県	18.7	茨城県	22.2	茨城県	40.2	愛知県	24.3

データ出所: 観光庁「住宅宿泊事業の宿泊実績について」

<sup>4</sup> 観光庁「訪日外国人消費動向調査」によると、コロナ前の2019年の訪日外国人の訪問者数は多い順に、東京都(1,410.3万人)、大阪府(1,152.5万人)、千葉県(1,048.5万人)、京都府(830.1万人)、奈良県(349.5万人)であった。

<sup>5</sup> 東京都は2020年2-3月期以降、16~40位で推移しており、トップ10に入っていない。大阪府は2020年2-3月期に第38位に急落し、同6-7月期と8-9月期は47位(最下位)。その後は33~46位で推移している。

<sup>6</sup> 2022年2月14日時点の事業廃止件数(累計)を届出件数(累計)で除したもの

### 3. コロナ下の民泊施設の新たな取り組み

新型コロナの感染拡大によって民泊の事業環境は大きく変化した。

住宅宿泊事業法に基づく民泊は、家主の居住有無別に、「家主居住型」と「家主不在型」とに分類される。前者の典型例として、宿泊者との交流を主目的に自宅等で民泊を営むものが挙げられるが、感染対策として人との接触を避けることが社会的に求められているコロナ下では、かかる交流形態の運営は減少しているものと推測される。他方、後者は、宿泊サービスを提供した対価を得る収益事業として運営されている側面が強く、旅館業法に基づく民泊や特区民泊の施設の多くもこれと同様の位置づけとみられる。これらの収益目的の民泊は宿泊需要の減少によって収益性が悪化していると考えられる。

入国制限でインバウンド需要が見込めない状況下、宿泊事業を継続する民泊施設にとっての主要顧客は日本人となっている[図表 4]。国内では三密回避などの感染対策が求められる状況下、リゾート地を中心に一軒家の民泊施設には高稼働を確保している物件があると言われている。コロナ下では感染を避ける旅行としてアウトドア人気が高まり、キャンプやグランピング<sup>7</sup>が話題となっている。リゾート地の一軒家民泊の人気の背景はこれと類似していると考えられる。

しかし、前述のとおり事業廃止件数は増加しており、民泊施設の多くはイ

ンバウンドの消滅によって厳しい事業環境下にある。家主居住型の典型例である自宅等を民泊施設にして宿泊者との交流目的とする民泊施設では、事業廃止後、引き続き自宅等として使用している、すなわち単に民泊事業を廃止したのみで、施設は本来用途の自らの居住用等として継続使用されているものが多数と推測される。

他方、収益獲得を主目的とする民泊施設では、事業廃止後、物件または事業の売却や、賃貸物件で民泊を営んでいた場合には賃貸借契約の解約のほか、引き続き所有等する場合には一般的な賃貸物件への転用などが行われているものと考えられる。コロナショック後には M&A 仲介サイトにおいて民泊事業が低廉な価格で売却に出される事例が目立つようになったとの報道や、コロナ前には特区民泊を活用した一棟民泊マンションの開発等が行われていたが、かかるマンションが売却される事例がみられた。また、賃貸物件への転用に関連して特に民泊施設が多い大阪市では民泊物件の賃貸住宅への転用が賃料の下押し要因の一つとなっているとの報道があった。

以下では、新たな活路を模索するコロナ下の民泊施設の取り組み、主に用途やターゲット顧客の転換等の動向について考察する。なお、取り上げるのは、収益獲得を主目的としている、または、していると推測される民泊施設の実例である。

#### (1) ウィークリー、マンスリーマンション等に転用

宿泊需要が落ち込み、家具付きのウィークリー、マンスリーマンションといった短期賃貸住宅に転用した事例がみられる。住宅宿泊事業法に基づく民泊の場合、年間営業日数の制限があることから、マンスリーマンション等と併用させる“ハイブリッド”運用はコロナ前からみられており、民泊から転換しやすい形態と言える。新型コロナにより民泊を取りやめ、ウィークリー、マンスリーマンションに注力している事例が多い。なお、需要が回復した際には再び民泊に戻すことを視野に入れている事業者もいる。

#### (2) コロナ関連施設として活用

##### ■ 隔離施設

新型コロナの感染拡大以降、病床がひっ迫する状況下で主に軽症患者の療養施設や、帰国者の隔離先としてホテルが活用されるようになった。民泊施設でも軽症者や帰国者の隔離先、自主隔離の滞在施設として民泊施設を提供している事業者が複数みられる。観光需要が落ち込む中、新型コロナの隔離先ニーズの高まりを受けて既存施設を転用したものである。

##### ■ PCR 検査センター

コロナ下で高まったニーズを捕捉する取組事例として隔離施設のほかに PCR 検査センターに転用された物件もある。株式会社グリーン・シップは、所有する東京・押上の民泊施設「ホテル下町東京プレイス」に、無料 PCR 検査

<sup>7</sup> グランピングとは、「グラマラス(Glamorous)」と「キャンピング(Camping)」を掛け合わせた造語で、ホテル並みの設備やサービスを利用しながら、自然の中で快適に過ごすキャンプのこと

ができる「押上検査センター」を2022年2月にオープンさせた。本ホテルは2020年夏頃オープンで進めていたものの、新型コロナの感染拡大でインバウンド需要が見込めないため、民泊施設として活用方法を検討していたところ、東京都による「PCR等検査無料化事業」の募集が開始され、自衛隊等のPCR検査で実績のある企業と協力して検査センターとして運用することを決定した。

### (3) 特定のコンセプトを設定した滞在先として活用

インバウンドの需要が見込めず、主要利用者が日本人である状況下、特定のコンセプトを設定し、宿泊旅行以外の滞在ニーズを喚起、または民泊施設の利用を訴求しようとする動きがみられる。以下、主な事例を紹介する。

#### ■ 同棲の試用

結婚前の試用などとして同棲生活を行うプランを設ける事例が散見されるようになった。中には、敷金、礼金といった初期費用や保証人を不要とするなどして、同棲のハードルを下げるサービスが設けられている物件もある。民泊施設は家具や家電、寝具、食器等が備わった物件が多く、利用者に対して気軽に同棲を開始できる環境にある点を訴求できるほか、民泊事業者にとっては投資費用をほぼかけずに転用できることから、かかるプランが登場したものと推測される。実質的にはウィークリー、マンスリーマンションへの転用と看做せるが、特定層にターゲットを絞った営業が行われている。

#### ■ テレワーク

コロナ下では感染対策の一環としてテレワーク利用の拡大が進んだ。その一方で、自宅スペースや家族構成などの点から在宅勤務が難しいワーカーの存在が顕在化し、シェアオフィス等を活用する動きが強まった。こうした中、テレワークプランを設定する民泊施設が出てきた。民泊施設はインバウンド向けにWi-Fi環境を整備している物件が多く、利用者がノートPCを持ち込めば勤務可能となる。民泊施設と同様に稼働が大きく落ち込んだホテルでもテレワークプランを設ける物件が多くみられるようになり、収益減少の補完を主目的に宿泊施設を転用しているという点で同種の取組みと言える。

#### ■ 体験型生活習慣改善サービス

株式会社穴吹ハウジングサービスは2021年3月から、サービスアパートメントや民泊施設を活用した「体験型生活習慣改善サービス」提供に向けた実証実験を開始した。サービスアパートメントや民泊施設において、食事や運動、睡眠などをセンシングし、その状態を医師などの専門家のアドバイスとともにフィードバックすることで、実体験にもとづいた生活習慣の改善を促すサービスの提供を計画しており、今回の実証実験はグループ従業員を対象に実施された。

#### (4) 旅館業への転換

たとえば、事業再構築補助金を活用して、住宅宿泊事業法に基づく民泊から旅館業法に基づく宿泊施設への転換を図る事例がある。住宅宿泊事業

では年間180日を上限とする営業日数の制限により収益性に限界があるため、建築基準法および消防法に適合させる改修工事を実施し、営業日数制限の無い旅館業法上の営業許可を取得して収益性を向上させるほか、相部屋中心から個室中心の客室構成にすることでプライベート性が高く感染リスクの低い客室を求めるファミリー層やビジネス層といった新たな顧客を取り込むことを企図したものである。

## 4. 民泊の今後

齊藤国土交通大臣は3月15日の記者会見で『現在、一部の県で「県民割り」が行われています。その県民割りを、例えばブロックに拡大するというようなステップを踏んで、全国でのGo Toトラベル再開という順序になっていくと思う』と述べた。具体的な再開時期は本稿執筆時点では確認できないが、2020年に開始された当初のGo Toトラベル事業では一定の要件を満たせば民泊施設も対象となっており、今後再開される事業でも対象となれば、現在の主要顧客である日本人の利用が更に拡大するものと思われる。

しかし、コロナ前、民泊施設はインバウンドに人気を博していたものであり、インバウンドの本格的な回復がない限り事業環境は厳しく、民泊施設数の減少傾向は当面も続く可能性が考えられる。他方、将来的に入国制限が緩和、そして撤廃された際には、外国人宿泊者が回復し、中長期的には民泊施設数が増え、市場拡大していくものと思われる。

### 【責任に関する注意事項】

株式会社都市未来総合研究所(以下、「都市未来総合研究所」)は、本レポートに掲載されている内容(文章、図表、画像、データ、分析または評価手法)の一部または全部(以下「本書内容」)について、都市未来総合研究所との許諾契約(業務請負契約における許諾条項の設定等を含む。)の締結または都市未来総合研究所による事前の許可を得ることなく、転載、複製、頒布を行うことを禁じます。都市未来総合研究所は、本書内容に関して、第三者の著作権、商標権その他いかなる権利も許諾するものではありません。本書内容を不法な目的のために、または不法な方法で使用することを禁じます。

都市未来総合研究所およびその取締役、執行役員、従業員、株主(以下、総称して「都市未来総合研究所関係者」)はいずれも、本書内容に関して、その正確性、完全性、適時性および利用可能性について保証いたしません。都市未来総合研究所関係者はいずれも、原因に関わらず(過失その他のいかなる理由によるものであっても)、本書内容の誤謬や脱漏に対して一切責任を負わず、本書内容を利用したことにより得られた結果に対して一切の責任を負いません。損害が生じる可能性について事前に報告を受けていた場合を含むいかなる場合においても、都市未来総合研究所関係者は、本書内容の利用に関連する直接的、間接的、付随的、派生的な損害または損失(実損失、逸失利益または機会費用、過失によって生じた損失等を含むが、これらに限定されません。)、経費、費用等に対して、いかなる者に対しても一切責任を負いません。

本書内容における分析、評価および見解は、それらを作成した時点の執筆者の意見を示すものであって、必ずしも事実を記述したものではありません。本書内容には、意図したかどうかに関わらず、執筆者をはじめとする都市未来総合研究所関係者の主観や特定のバイアス、期待または誘導が含まれている可能性があります。本書内容における都市未来総合研究所の意見、分析、評価および見解は、実物不動産または有価証券の購入、保有もしくは売却の推奨や勧誘を行うものではなく、何らかの投資判断を推奨するものでもありません。

都市未来総合研究所は、本書内容について、公表後に更新または訂正する義務を負いません。都市未来総合研究所は、信頼に足ると判断した情報源から情報を入手してはいますが、入手したいかなる情報についても鑑査はせず、その正確性、完全性、適時性および利用可能性について検証は行っていません。

---

Copyright© 株式会社都市未来総合研究所 〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-3-4 日本橋プラザビル 11F

Telephone:03-3273-1432、URL:<http://www.tmri.co.jp/>

設立:昭和62年12月21日、資本金:1億円、株主:みずほ信託銀行グループ各社

【主な業務】(1)不動産に係る市場・顧客環境の調査研究と事業戦略・投資戦略に関するコンサルティング、(2)資産マネジメント:CRE(企業不動産)・FM、AM・PMに関する調査研究とコンサルティング、(3)開発プロジェクトのための調査研究とコンサルティング、(4)都市開発および地域開発の調査研究とコンサルティング